

入札参加希望者各位

大阪市総務局長

質問回答書

「大阪市役所本庁舎で使用する都市ガス調達 485,200m³(長期継続)」に係る質問がありましたので、次のとおり回答します。

記

項目番号	資料名称	該当項目	質問事項	回答
1	都市ガス供給仕様書	3 使用条件の概要 (1) 契約最大使用量: 300m ³ N/h	中圧と低圧の内訳をご教示頂きますようお願いします。	中圧と低圧の契約最大使用量(1時間当たりの最大ガス使用量)の内訳は把握していません。
2	都市ガス供給仕様書 ガス調達契約書 入札説明書 公告	3 使用条件の概要 (2) 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの各1年間 4 供給期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする(2年間) 供給期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで 別紙1ガス料金内訳書 供給期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで 3 入札に付する事項 (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで 2 入札に付する事項 (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで	検針日は大阪ガスネットワークが決定するので、小売業者では決めることができません。検針日は月末検針ですが、休日等で変動がある可能性がありますので、期間について「令和8年3月定例検針日の翌日から令和10年3月定例検針日まで」に、仕様書3(2)は「令和8年3月定例検針日の翌日から令和9年3月定例検針日まで、令和9年3月定例検針日の翌日から令和10年3月定例検針日までの各1年間」に変更頂けますでしょうか。	供給期間については、令和8年4月1日から令和10年3月31日まで、料金の算定期間は、契約書第10条の規定により、原則として前月の検針日の翌日から当月の検針日までの期間となります。なお、入札の公平性を確保するため、契約書及び仕様書の変更はできません。
3	都市ガス供給仕様書	3 使用条件の概要 (3) 契約年間引取量 169,820m ³	弊社の契約内容によって供給条件では、契約年間引取量は契約年間使用量の70%以上となっております。ご了承いただけますでしょうか。	仕様書「3 使用条件の概要(2)」に記載の契約年間使用量の70%であれば了承しますが、70%以上と記載されており、契約年間引取量が不明確であるため、了承できません。仕様書「3 使用条件の概要(3)」に記載のとおりとしてください。
4	都市ガス供給仕様書	6 原料費原料単価の調整 (3) 原料費料金単価の調整とは、入札時に算出される原料費と、請求時に算出された原料費との差額を、入札時の単価に増減して請求時の単価とすることを意味する。	弊社の供給条件では入札時に提示した供給条件に基づく基準平均原料価格と請求時の平均原料価格の差額を調整して請求します。ご了承いただけますでしょうか。	仕様書「6 原料費料金単価の調整(1)」に記載のとおり、毎月のガス料金を算定するに当たり、入札時の原料費に変動が生じた場合は、供給条件に定めるところにより、原料費料金単価の調整を行い、ガス料金を算定することができます。
5	都市ガス供給仕様書	6 原料費原料単価の調整 (4) 原料費料金単価の調整を行う場合、受注者は入札時と請求時の原料費料金単価算出の根拠資料を提出するものとする。	弊社は、入札時の原料価格ではなく、基準平均原料価格と請求時の平均原料価格との差に基づいた根拠資料を、2ヶ月ごとに提出します。ご了承いただけますでしょうか。	基準平均原料価格の内容が不明なため、了承の可否はお答えしかねますが、根拠資料については、仕様書「6 原料費料金単価の調整(4)」のとおり提出してください。

項番	資料名称	該当項目	質問事項	回答
6	都市ガス供給仕様書 ガス調達契約書	7 契約最大需要期使用量の超過 本供給期間の各年度の12月から翌3月まで(4か月間)における実績使用量が契約最大需要期使用量の105 パーセントを超過した場合、受注者は発注者に対し、供給条件により算定した精算額を請求することができる。 第6条(契約年間使用量の増減) 発注者のガス使用量は、都合により契約年間使用量を上回り又は下回ることがある。 第7条(契約年間引取量未達等の精算) 発注者の契約年間使用量が契約年間引取量に満たない場合及び契約年間最高使用量を超過した場合、受注者は、発注者に対し、供給条件により算定した精算額を請求することができる。 2 発注者のガス使用量が契約最大使用量を超過した場合、受注者は、発注者に対し供給条件により算定した精算額を請求することができる。 第8条(契約の変更等) この契約に変更が必要な場合は、発注者と受注者で協議し、書面により契約の変更を行うものとする。 第13条(解除の効果) 契約が解除された場合には、この契約に関する発注者及び受注者の将来の義務は消滅する。	弊社の契約内容によって供給条件では、契約最大需要期使用量の超過、契約年間引取量(年間使用量の70%以上)の未達、契約最大使用量の超過の他、中途解約、中途変更の場合、精算額が発生する場合があります。ご了承いただけますか。	契約最大需要期使用量の超過の場合は仕様書「7 契約最大需要期使用量の超過」に記載のとおり、契約年間引取量の未達の場合及び契約最大使用量の超過の場合は契約書第7条に記載のとおり、受注者は、発注者に対し供給条件により算定した精算額を請求することができます。中途解約及び中途変更の場合は契約書第8条に記載のとおり協議します。
7	都市ガス供給仕様書 ガス調達契約書 大阪市契約規則	10 ガス使用量の報告 (1)(前文略)…同事業者が毎月月末に行う検針によって計量した使用量を、速やかに発注者に通知するものとする。 第9条(計量及び検査) 受注者は、原則として毎月月末に一般ガス導管事業者が行う検針によって計量した使用量を速やかに発注者に通知するものとする。ただし、月末日が一般ガス導管事業者の休日に当たる場合は、当該月末日からその直前の休日でない日までの間に繰り上げて検針することもできるものとする。この場合、月末日に検針したものとして取り扱うものとする。 第46条(検査の方法) 第43条の規定による検査を担当する職員(以下検査職員という。)は、必要に応じて監督職員の立会いを求めて給付の内容若しくは数量を検査し、又は給付の目的物について破壊、分解若しくは試験により検査するものとする。 2 契約者又はその代理人は、前項の規定による検査に立ち会わなければならぬ。	①検針日は大阪ガスネットワークが決定するので、小売業者では決めることができません。また、質疑No.2で記述している通り、休日等により検針日は変動する可能性がございます。ご了承いただけますか。 ②検針票の提出、あるいは検針時に職員の方にお立合いいただくことで検査完了とさせていただいてよろしいでしょうか。	①了承します。 ②検針票の提出により、検査完了とします。
8	都市ガス供給仕様書	13 緊急時の対応 (1)受注者は、緊急対応が発生した際は、臨時供給体制の確保等、一般ガス導管事業者に積極的に協力し、速やかかつ適切に対応すること。	緊急対応が発生した際に、臨時供給設備を用いた供給を確約することはできませんが、了承いただけますでしょうか。	「ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドライン(平成28年7月29日 経済産業省)」3.3.6のとおり、大規模災害発生時において、ガス供給が断られた後の臨時供給は、一般ガス導管事業者が速やかに供給再開が必要となる社会的重要性が高い需要家(救急指定病院、福祉施設、避難所等)に対して優先的に行うものであり、受注者はその臨時供給時に備えて、臨時供給設備を保有する一般ガス導管事業者と連携を図る体制を整えてください。

項番	資料名称	該当項目	質問事項	回答
9	ガス調達契約書	<p>第3条(権利義務の譲渡) 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。</p> <p>第4条(秘密を守る義務) 発注者及び受注者は、相手方の了解を得た場合を除き、本契約に当たって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は外の目的に利用してはならない。本契約の終了後又は本契約の解除後においても、同様とする。ただし、法律、条例等により開示が義務づけられている場合で所定の手続により開示する場合は、この限りではない。</p>	<p>①弊社は検針業務や料金事務等を外部に委託しておりますが、ご了承いただけますでしょうか。また、落札後の契約手続きや契約締結後の問い合わせ対応等については、当社100%出資の関係会社に委託する場合がございますが、こちらもご了承いただけますでしょうか。</p> <p>②外部委託についてあらかじめ発注者の承諾を得るために提出が必要な書類はございますか。もし定型書式がある場合は、入札前に書面を確認させていただけますでしょうか。また、承諾を得る際に再委託の金額や契約書等の写しの開示が必要な場合、社外秘のため開示が難しい旨をご理解いただけますでしょうか。さらに、手続きの手順も含めて、入札書提出前に確認および質問をさせていただくことは可能でしょうか。定型書式がない場合は、弊社の書式を使用させていただいてもよろしいでしょうか。</p>	<p>①「検針業務」、「料金事務」、「問合せ対応」については了承します。</p> <p>②提出が必要な書類はありません。</p>
10	ガス調達契約書	第5条(契約の保証) 5 第1項の規定にかかるわらず、発注者がその必要がないと認めたときは、受注者は、同項各号に掲げる保証を付することを要しない。	<p>①ガス調達契約書第5条の5項「発注者がその必要がないと認めたとき」、及び、契約規則第37条第1項(3)「本市と契約を締結しようとする者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」とありますが、当社は規定に該当し、契約保証金は免除されますでしょうか。</p> <p>②契約保証金を認めていただくために提出が必要な書類はございますか。</p>	<p>①落札者が国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これを全て過去2年の間に誠実に履行したと認められるときは、契約保証金を免除します。上記条件は、落札決定後に落札者に実績の有無を確認して判断します。</p> <p>②免除に当たっては、落札者に実績調書(契約保証金免除申請用)及びその内容を証する契約書の写しの提出を求めます。</p>
	入札説明書	11 入札保証金等 (2)契約保証金 要(ただし、大阪市契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。)		
	公告	6 入札保証金等 (2)契約保証金 要 ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。		
	大阪市契約規則	第37条(契約保証金の納付等) (3)本市と契約を締結しようとする者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき		
	特定調達についての入札の手引	12 契約保証金 一般競争入札の落札者は、契約金額の10%以上の額を、指名競争入札の落札者は、契約金額の5%以上の額を契約保証金として納付しなければなりません。 ただし、契約保証金に代わる有価証券の納付等があった場合や履行保証保険の締結等によって契約保証金の納付を免除された場合は、この限りではありません。		
11	ガス調達契約書	<p>第11条(料金の支払及び遅延利息) 2 発注者は、前項の支払請求があつたときは、請求を受けた日から30日以内に、当該月に係る料金を支払うものとする。 3 発注者の責めに帰すべき事由により料金の支払が遅延したときは、受注者は、発注者に対して、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p>	<p>弊社は請求書到着日からではなく、検針によりガス料金が確定した日の翌日から数えて30日目がお支払い期限日となります。 また、弊社の基本約款に定められた延滞利息の年率は10%です。ご了承いただけるでしょうか。</p>	<p>料金の支払については、支払遅延防止法第6条に基づき、適法な請求書を受理した日から30日以内の日(初日算入、支払期日が閉庁日の場合は前閉庁日)となります。 ただし、当方支払処理に支障のない範囲であれば、受注者の支払期限日までに支払うように努めます。 また、遅延利息については、契約書第11条第3項に記載のとおり、発注者の責めに帰すべき事由により料金の支払が遅延したときは、受注者は、発注者に対して、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができます。</p>

項番	資料名称	該当項目	質問事項	回答									
12	ガス調達契約書	第15条3(契約が解除された場合の違約金) (前文略)(2)受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合 第1 5条4(契約解除に伴う損害賠償) 前条第1項又は第3項に規定する場合(前条第2項によりみなされた場合を含む。)において、発注者に生じた実際の損害額が、前条第1項又は第3項に規定する違約金の額を超える場合には、受注者は超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。 第15条5(発注者の損害賠償請求) 発注者は、債務の本旨に従つた履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。ただし、その債務の不履行が受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。	弊社の約款では、災害、故障、保安上の必要性等の事由により供給の制限・中止・使用制限を行う場合がございます。また、供給停止等による損害賠償責任については、弊社または一般ガス導管事業者の責めに帰すべき事由がない場合には、賠償責任を負わない旨を定めております。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。									
	都市ガス供給仕様書	9 ガスの安定供給 受注者は、大阪市役所本庁舎におけるガスの安定供給を図らねばならない。ただし、以下の場合、ガスの供給を中止し、又はガスの使用を制限、若しくは中止の申出ができる。 (以下省略)											
13	ガス調達契約書	第15条6(長期継続契約における契約の解除) 翌年度以降において所要の予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、発注者は当該契約を解除することができる。	供給期間が2年の場合、弊社では2年間の基本契約を締結し、各年度の契約年間最高使用量、契約年間最低使用量の設定が必要となります。2年目においては1年目の実績を踏まえて、基本契約で定めた契約年間最高・最低使用量の範囲内で変更は可能です。(契約量に応じて契約単価は見直します)。また2年間において、中途解約、契約年間最低使用量が減少する場合、質疑No.6とは別に精算額が発生します。ご了承いただけますでしょうか。	項番6とは別の精算額が発生する件については、契約書第17条に記載のとおり、発注者と受注者とが協議の上、定めるものとします。									
14	ガス調達契約書	第17条(補足) この契約書の定めにない事項については、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)及び大阪市会計規則(昭和39年大阪市規則第14号)に従い、その他の事項は発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。	大阪市会計規則の後に「受注者の供給条件」を追記いただけるでしょうか。	契約書として編綴するものは、契約書(別紙1「ガス料金内訳書」、別紙2「大口供給に係る料金その他の供給条件」含む)、仕様書、質問回答書です。 なお、入札の公平性を確保するため、契約書及び仕様書の変更はできません。									
15	ガス調達契約書	別紙1ガス料金内訳書	弊社はガス料金を原料費、託送料、諸経費に分けず、一括して表示します。落札後は下記の表記に変更いただけるでしょうか。 <small>甲が乙に支払う本体料金は、次の基準単位料金または調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金にその月の使用量を乗じた額とする。料金は本体料金に消費税等相当額を加えたものとする。</small> <table border="1"><tr><td>(1) 基準単位料金(税抜)</td><td>1 立方メートルにつき</td><td>円</td></tr><tr><td colspan="2">(基準平均原単価)</td><td>円/㎥</td></tr><tr><td colspan="3">(2) 調整単位料金 (1)の基準単位料金をもとに供給条件により算出した1 立方メートル当たりの単位料金とする。</td></tr></table>	(1) 基準単位料金(税抜)	1 立方メートルにつき	円	(基準平均原単価)		円/㎥	(2) 調整単位料金 (1)の基準単位料金をもとに供給条件により算出した1 立方メートル当たりの単位料金とする。			原料費、託送料、諸経費に分けず、一括表示して問題ありません。具体的な表記については、落札者決定後に発注者と調整の上、決定します。
(1) 基準単位料金(税抜)	1 立方メートルにつき	円											
(基準平均原単価)		円/㎥											
(2) 調整単位料金 (1)の基準単位料金をもとに供給条件により算出した1 立方メートル当たりの単位料金とする。													
16	ガス調達契約書	受注者	弊社は、代表取締役社長から委任された業務部長名で契約しますが、ご了承いただけるでしょうか。	大阪市入札参加有資格者名簿において受任者を設定している場合には当該受任者と契約することになります。									
17	ガス調達契約書	体裁	落札後、契約書、仕様書、弊社の供給条件、重要事項説明書を合綴していただけるでしょうか。	項番14の回答をご参照ください。									
18	入札説明書	8 入札参加資格の審査及び通知 (1)入札参加申請の提出書類により入札参加資格を審査し、結果を令和7年12月16日(火)付けで通知する。 (3)入札参加資格を認めた申請者には、同日より契約担当(2)に同じ。)において供給申込書(以下「入札書」という。)を交付する。	①貴市所定の供給申込書(入札書)は、入札参加資格結果を交付いただく12月16日以前に、いただけますでしょうか。 ②供給申込書(入札書)を交付いただいた後に、問い合わせは可能でしょうか。	①入札書は、入札参加資格を認めた申請者に限り交付することとしており、本案件においては、入札参加資格審査結果の通知(令和7年12月16日付け)に合わせて交付します。 ②質問受付期間(公告の日から令和7年11月20日(木)まで)以外での、質問は受け付けません。									

項目番	資料名称	該当項目	質問事項	回答
19	入札説明書	11 入札保証金等 (5)契約書作成の要否 要	落札後から契約書提出までに期限は設けられているでしょうか。弊社が落札した場合、社内確認や押印に時間を要する場合があります。提出期限が設定されている際には、契約書の締結までの期間について協議いただけますでしょうか。	契約書提出までの期限については、落札者決定後、協議の上決定します。
	公告	6 入札保証金等 (5)契約書作成の要否 要		
	特定調達についての入札の手引	13 契約書の提出 (全文)		
20	特定調達についての入札の手引	8 開札 (2)入札者若しくはその代理人は開札に立ち会ってください。(再度入札を行う場合もありますので、結果を確認してください。) 11 再度入札 (1)開札の結果、落札者がないときは、直ちに出席している入札参加者に再度の入札をしてもらうことがあります。再度の入札に参加できない場合は辞退したものとみなします。	弊社は郵送で入札し、開札には立ち会わない予定です。 ①開札については立ち合いが必要でしょうか。また、立ち合いが必要な場合、開札には使者として弊社の営業担当の社員が立ち会う予定です。その際、委任状は必要になりますでしょうか。委任状が必要な場合、弊社様式の委任状の提出でよろしいでしょうか。 ②再度入札は開札日と同日に実施予定でしょうか。 ③開札立ち合いが不要な場合、2回目以降の入札を辞退する際は、1回目の入札書のみの提出でよろしいでしょうか。あるいは、再度入札を辞退する旨を記載した入札書の提出が必要でしょうか。その際の封筒記入について指示頂けますでしょうか。	①立会いは必須ではありません。ただし、開札に立ち会わない場合、再度入札にはご参加いただけません。また、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、クジにより落札者を決定しますが、入札事務に関係のない職員が代わりにクジを引くこととなります。 また、営業担当の方が立ち会うだけであれば、委任状は必要ありません。再度入札となった場合及びクジにより落札者を決定する場合は、初度入札に使用した印鑑が必要となります。持参できないときは委任状を提出し、代理人による入札をすることができます。なお、委任状の様式は、後日入札書と合わせて交付します。 ②同日の実施予定です。 ③①の回答に記載のとおり、入札に立ち会わない場合は、2回目以降の入札にご参加いただけず、辞退とみなします。この場合、再度入札を辞退する旨を記載した入札書等の提出は不要です。
21	入札書	入札金額	①入札金額は消費税及び地方消費税を含む1年分の総額の110分の100に相当する金額を記載すればよろしいでしょうか。 ②入札金額には、1年間の総価を記載すればよろしいでしょうか、それとも、2年間の総価を記載すればよろしいでしょうか。 ③入札書に日付欄はございますか。ある場合、記入する日付に指定はございますか。	①②契約希望金額(2年間の総価)の110分の100に相当する金額を記載してください。 ③入札書を直接入札箱に投入する場合は、入札執行の日付を、郵便等による入札の場合は、発送した日付をそれぞれ記入してください。
22	入札書	記載なし	入札時、入札金額の根拠資料となる内訳書の提出は必要でしょうか。必要な場合、 ①弊社は原料費、託送費、諸経費に分けず一括して表示するため、別紙1ガス料金内訳書の記載はできません。弊社様式の内訳書をご提出してよろしいでしょうか。 ②内訳書は入札書と同封、もしくは入札書と内訳書をステープラー等で綴じ合わせし、割印すればよろしいでしょうか。	入札書提出時に内訳書の提出は不要です。
23	都市ガス供給仕様書	14 その他 (2)(前文略)契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。	疑義が生じた場合、受注者の供給条件及び約款についても考慮いただけますでしょうか。	仕様書に記載のとおり、契約締結後における仕様書の疑義は本市の解釈によるものとします。
24	入札説明書	9 入札執行の日時 (1)入札書受付期間 令和7年1月15日(木) (2)入札執行の日時 令和7年1月15日(木) (3)入札執行の場所 (前文略)、令和7年1月14日(水)午後5時30分までに必着のこと	入札説明書9(1)～(3)の和暦は全て令和8年とみなしてよろしいでしょうか。	問題ありません。
	特定調達についての入札の手引	5 郵便等入札 (前文略)入札日時を朱書き(以下省略)		
25	都市ガス供給仕様書	3使用条件の概要(3)契約年間引取量	契約年間引取量に関しまして、弊社供給条件及び料金表では「契約年間使用量に0.7を乗じてえた数量とし、十の位以下は切り捨て」と定めております。そのため仕様書に記載の数字とは異なります。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
26	都市ガス供給仕様書	・3使用条件の概要(4)契約最大需要期使用量 ・7契約最大需要期使用量の超過	「契約最大需要期使用量」に関しまして、弊社では契約最大需要期使用量の定めがございません。ご了承いただけますでしょうか。	定めがないことについて了承します。
27	都市ガス供給仕様書	3使用条件の概要(7)契約年間最高使用量	契約年間最高使用量に関しまして、弊社供給条件及び料金表では「契約年間使用量に1.3を乗じてえた数量とし、十の位以下は切り上げ」と定めております。そのため仕様書に記載の数字とは異なります。また、1年間のご使用量の実績が契約年間最高使用量を超過した場合は精算金が発生いたします。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。 なお、契約年間最高使用量を超過した場合、契約書第7条第1項に記載のとおり受注者は、発注者に対し、供給条件により算定した精算額を請求することができます。

項番	資料名称	該当項目	質問事項	回答
28	①都市ガス供給仕様書 ②ガス調達契約書(長期継続契約用)	①4供給期間 ②頭書き「供給期間」	「供給期間」に関しまして、「令和8年4月1日から令和10年3月31日まで」と記載がございますが、弊社供給条件及び料金表では、表記を「令和8年3月定例検針日翌日から令和10年3月定例検針日まで」といたします、ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際は、ご契約書の記載をご変更いただけますでしょうか。	供給条件及び料金表における表記については、了承します。供給期間については、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとし、料金の算定期間は、契約書第10条に規定のとおり、原則として前月の検針日の翌日から当月の検針日までの期間として取扱いください。なお、入札の公平性を確保するため、契約書及び仕様書の変更はできません。
29	都市ガス供給仕様書	6原料費料金単価の調整(1)	「入札時の原料費に変動が生じた場合は、供給条件に定めるところにより原料費料金単価の調整を行い、ガス料金を算定することができる」と記載がございますが、原料費調整単価に関しましては、弊社供給条件及び料金表に基づき算定され、単価に関しましては2ヶ月に1回変動します。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
30	都市ガス供給仕様書	6原料費料金単価の調整(4)	「入札時と請求時の原料費料金単価算出の根拠資料を提出する」と記載がございますが、弊社が落札させていただいた場合、弊社からの原料費のお知らせは、2か月ごとに弊社ホームページでのお知らせとなります。その為、弊社より資料をご提出させていただく方法ではなく、お客様ご自身でホームページをご確認いただいております。ご了承いただけますでしょうか。	入札時の原料費料金単価算出の根拠資料を提出いただき、請求時の原料費料金単価が、ホームページの掲載内容により供給条件に基づき算出したことが確認できれば了承します。
31	①都市ガス供給仕様書 ②ガス調達契約書(長期継続契約用)	①10ガス使用量の報告(1) ②第9条(計量及び検査)	「計量した使用量を、速やかに発注者に通知」と記載がございますが、弊社からお送りするガス料金の請求書にご契約全体のガス使用量が記載されます。もしくは、お客様ご自身でWEB上にてご確認いただく方法となります。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。 ただし、ガス料金の請求書と同様に契約全体のガス使用量がWEB上で確認できない場合は、WEB上の確認は了承しません。なお、メーターごとの使用量が分かるように記載してください。
32	ガス調達契約書(長期継続契約用)	第11条(料金の支払及び遅延利息) 2項	「請求を受けた日から30日以内」と記載がございますが、お支払期日に関しまして、弊社供給条件及び料金表では「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めています。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社が落札させていただいた場合は、ご契約書の記載をご変更いただけますでしょうか。	料金の支払については、支払遅延防止法第6条に基づき、適法な請求書を受理した日から30日以内の日(初日算入、支払期日が開庁日の場合は前開庁日)となります。 ただし、当方支払処理に支障のない範囲であれば、受注者の支払期限日までに支払うように努めます。 なお、入札の公平性を確保するため、契約書の変更はできません。
33	ガス調達契約書(長期継続契約用)	第11条(料金の支払及び遅延利息) 3項	「遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律」と記載がございますが、遅延利息に関しまして、弊社供給条件及び料金表では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と定めております。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社が落札させていただいた場合は、ご契約書の記載をご変更いただけますでしょうか。	入札の公平性を確保するため、契約書の変更はできません。
34	ガス調達契約書(長期継続契約用)	第17条(補則)	「定めにない事項については、大阪市契約規則及び大阪市会計規則に従い」と記載がございますが、弊社落札の際は、ご契約書に定めのない事項に関しましては、弊社供給条件及び料金表による取り扱いとなります。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社が落札させていただいた場合は、ご契約書の記載をご変更いただけますでしょうか。	項番14の回答をご参照ください。
35	特定調達についての入札の手引	8 開札(2)	「開札に立ち会ってください」と記載がございますが、開札の立会は必須でしょうか。	立会いは必須ではありません。ただし、開札に立ち会わない場合、再度入札にはご参加いただけません。また、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、クジにより落札者を決定しますが、入札事務に関係のない職員が代わりにクジを引くこととなります。
36			ガス料金のお支払に関しまして、弊社契約の際は、ガス料金の支払方法については、「口座振替」または「振込用紙による支払(弊社所定の振込用紙)」となります。(振込に要する費用は、お客様負担となります)また、2028年4月から、お客様がコンビニエンスストアまたはスマートフォンアプリを通じて払い込みにより支払われる場合は、支払いにともなう費用はお客様の負担となります。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
37			落札後の契約手続きについては、契約書ではなく弊社所定の「通知書」による取り扱いは可能でしょうか。	不可です。契約書は本市様式により作成します。
38			落札後の契約手続きについて、「通知書」による取り扱いが不可の場合、契約書は電子契約サービス「クラウドサイン」による契約手続きを行うことは可能でしょうか。弊社所定の契約書による取り扱いとさせていただきます。 ※「電子契約サービス「クラウドサイン」導入のご説明とご利用のお願い」をご参照ください。	不可です。契約書は本市様式により作成します。
39			落札後の契約手続きについて、「クラウドサイン」による取り扱いが不可の場合、弊社指定の契約書様式(紙の様式)にて契約手続きを行うことは可能でしょうか。	不可です。契約書は本市様式により作成します。

項目番	資料名称	該当項目	質問事項	回答
40			弊社が落札させていただいた場合、落札後の提出書類として契約申込書を作成いたします。ご提出いただくことは可能でしょうか。	当該契約申込書の内容が不明なため、提出の可否はお答えしかねますが、ガス供給に当たって必要な手続がある場合は落札者決定後に協議することとなります。

※「資料名称」、「該当項目」及び「質問事項」は、原文のまま記載しています。

※「回答」において、「都市ガス供給仕様書」は「仕様書」、「ガス調達契約書」は「契約書」、「ガス調達契約書第1条の2に規定する供給条件」は「供給条件」、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)」は「支払遅延防止法」、「供給申込書(入札書)」は「入札書」とそれぞれ記載しています。